

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会法令遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が行なう介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守するとともに、業務の適正な遂行を確保することを目的として定める。

(基本方針)

第2条 本会は、全ての事業を適正に行うため、次に掲げる事項を本会の基本方針とする。

- (1)事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為は行わないこと。
- (2)法令遵守のために必要な本会の組織体制を整備すること。
- (3)法令遵守責任者は、副法令遵守責任者に指示を与え、係長等と連携し、適正な事業運営を確保すること。

(法令遵守責任者等)

第3条 本会の法令遵守責任者は、会長とし、副法令遵守責任者は、事務局長とする。

2 副法令遵守責任者は、事業の種別ごとに責任者(以下「管理者」という。)を選任することができる。

(法令遵守責任者の責務)

第4条 法令遵守責任者は、本会の事業が法令等を遵守して適正に遂行されるよう努めなければならない。

2 法令遵守責任者は、本会の事業遂行状況を法令遵守の状況について、副法令遵守責任者に調査及び報告を求め、確認するものとする。

(管理者の役割)

第5条 管理者は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 法令遵守責任者は、本会の事業における法令遵守の状況を把握するため、副法令遵守責任者に必要な調査及び報告を求めるとともに、その内容を確認するものとする。

3 管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。

4 管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、社会福祉法、介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から法令違反又はそのおそれのある事実がある場合は、自らの管理者または上司、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(相談及び報告)

第7条 職員は、法令違反又はそのおそれのある事実を発見したときは、速やかに管理者、上司又は法令遵守責任者に報告し、又は相談するものとする。

(教育及び研修)

第8条 法令遵守責任者及び管理者は、職員に対し、法令遵守に関する教育及び研修を計画的に実施するよう努めるものとする。

(処分)

第9条 法令に違反する行為を行った職員は、本会正規職員就業規則、嘱託職員就業規則、日給職員就業規則又は時給職員就業規則の規定に基づき、懲戒処分の対象とする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(令和元年10月30日)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和8年6月12日)

(施行期日)

この規程は、令和8年7月1日から施行する。